

○事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進に関する検討会規約

(名称)

第 1 条 本会は「事業者団体を通じた適正な住宅リフォーム事業の推進に関する検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 検討会は、住宅リフォーム事業者の団体を通じた適正な住宅リフォーム事業を推進するための具体的な方策、要件等について検討を行い、消費者が安心して住宅リフォームを行うことができる市場環境を整備することを目的とする。

(委員の任命等)

第 3 条 検討会の委員は、住宅リフォーム分野に精通する有識者のうちから、土地・建設産業局長及び住宅局長が任命する。

(座長の任命)

第 4 条 検討会には座長を置く。

2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

(検討会の議事)

第 5 条 検討会の議事は、非公開とする。

2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第 6 条 検討会の事務局は国土交通省土地・建設産業局建設業課及び住宅局住宅生産課に置く。